

## ひとり親家庭等を支援する2つの制度をご紹介します

どちらの制度もご本人さまからの申請が必要となります。

詳しくは、市役所社会福祉課子育て支援室 子育て支援係（☎63-5113）または各支所市民課・行政サービスセンターへお問い合わせください。

### 児童扶養手当

離婚・死亡などの理由により、父子家庭や母子家庭の児童について手当を支給する制度です。

制度の目的は、ひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進することにあります。

※児童とは…18歳になった、最初の3月31日までの児童が対象となります。

（一定の障がいの状態にある児童の場合は、20歳の誕生日の前日まで。）

#### ○どのような人が手当を受けられるのですか？

次のいずれかに該当する児童を養育する父、母または養育者で、所得制限などの一定の条件を満たしている方

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障がい者である児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 母が未婚で出生した児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父・母ともに不明である児童（孤児など）



#### ○受給されている方へ 現況届の提出をお願いします

手当の受給者は、毎年8月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと、8月分以降の手当が受けられなくなります。必ず期間内の手続きをお願いします。

受給者の方には、7月末に案内を送付してあります。

### ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等に対し、医療費の本人負担分の一部を助成する制度です。

#### ○どのような人が助成されるのですか？

- ・ 母子家庭・父子家庭の父母と児童
- ・ 父母のいない児童を養育している者と児童 など

ただし、このような児童を養育していても、所得制限などの一定の条件が満たされていなければ、助成要件には該当しません。



#### ○受給者の方へ 受給者証の更新申請をお願いします

この制度の受給者は、毎年8月中旬に「受給者証の更新」の手続きをしなければなりません。この手続きがないと、10月分からの助成が受けられなくなります。必ず期間内の手続きをお願いします。

受給者の方には、7月末に案内を送付してあります。